

今月のテーマ

児童発達支援に関する ガイドライン策定検討会

厚生労働省（厚労省）において検討されていた「児童発達支援ガイドライン」（以下、「ガイドライン」と表記）の案がこのほどまとまり、意見公募を経て6月中にも発出される予定です。

■ガイドライン検討会の背景

2012年4月施行の改正児童福祉法によって、障害児支援は新しい体系に移行しました。施行直後から法に定められた事業において、従来の子どもの支援にはみられなかったさまざまな矛盾が現れはじめました。「今後の障害児支援の在り方に関する検討会」において、「支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みが必要」との指摘がなされたことから、最初に2015年4月、放課

後等デイサービスガイドラインが策定され、これにつづく形で児童発達支援に関する検討会が立ち上げられ、ガイドライン策定に至りました。

資料①にみるように、児童発達支援の利用者と事業所は年々増加傾向にあり、事業所については営利法人の増加が顕著です。放課後等デイサービスと同様、公費で報酬が見込まれるために最低の基準で事業に参入した事業所や、放課後等デイサービスの施設を利用して午前時間帯に開始した事業所も存在します。検討会の席上、障害保健福祉部長も、「サービスの質が必ずしも整っていない場合も想定されている」と発言したほどです（第2回検討会議事録）。

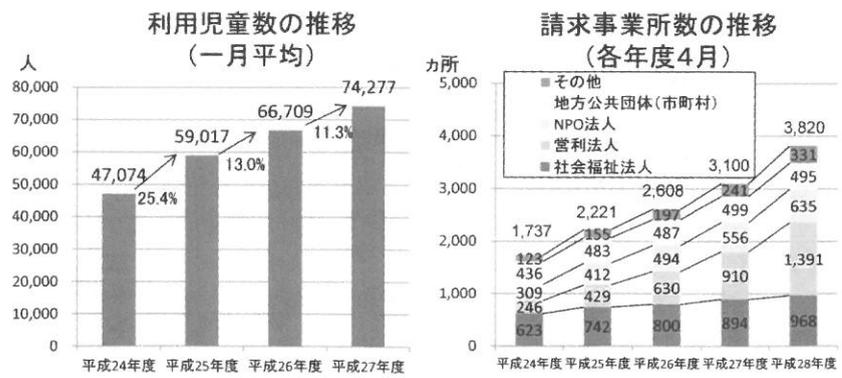
■乳幼児期に必要な支援を盛り込む

昨年11月から今年5月までの間に5回開催された検討会では、第2回からガイドラインに盛り込まれるべき具体的な内容についての議論に時間が割かれ、全体として現実をふまえた話し合いが進みませんでした。実際に児童発達支援の施設・事業を運営している団体の代表や利用経験のある保護者が検討会の構成員となって、討論をリードしたことがガイドラインの最終案に反映していると思われます。

資料②にガイドライン案の主な構成を示しました。発達への権利を保障する場として総則の基本理念部分には、子どもの権利条約や児童福祉法の総則を述べた上で、「障害のある子どもの支援を行うに当たっては、その気づきの段階から、障害の種別にかかわらず、子ども本人の意思を尊重し、子ども本人の最善の利益を考慮することが必要である」と明記されました。また、前述の「障害児支援の在り方報告書」が基調としてきた保育所等の一般施策への「後方支援」を強調するのではなく、児童発達支援が就学までの期間、中心的な発達支援の場

として機能し、3歳未満の時期の支援においても役割を果たすことが重要だとしています。子どもらしい生活の保障

具体的な支援について述べた第2章では、現行保育所保育指針の「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の内容を基礎に、これらが障害のある場合の発達支援として生かされるよう、「健康・生活」



資料② 児童発達支援ガイドライン案のおもな目次

第1章 総則

1 目的／2 障害児支援の基本理念／3 児童発達支援の役割／4 児童発達支援の原則／5 障害のある子どもへの支援

第2章 児童発達支援の提供すべき支援

児童発達支援の内容

(1) 発達支援／(2) 家族支援／(3) 地域支援

第3章 児童発達支援計画の作成及び評価

1 障害児支援利用計画との整合性ある児童発達支援計画の作成と発達支援の実施（障害児相談支援事業者との連携）／2 児童発達支援計画の作成及び評価

第4章 関係機関との連携

1 母子保健や医療機関等との連携／2 保育所や幼稚園等との連携／3 他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所等との連携／4 学校や放課後等デイサービス事業所等との連携／5 協議会等への参加や地域との連携

第5章 児童発達支援の提供体制

1 定員／2 職員配置及び職員の役割／3 施設及び設備／4 衛生管理、安全対策／5 適切な支援の提供／6 保護者との関わり／7 地域に開かれた事業運営／8 秘密保持等

第6章 支援の質の向上と権利擁護

1 支援の質の向上への取り組み／2 権利擁護

別添 児童発達支援センター等における事業所全体の自己評価の流れ

「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域に整理されています。

また、育てにくさから引き起こされる虐待のリスクに考慮し、現行保育所保育指針の「養護」に関する文言が書き込まれたことも特筆すべきことです。

支援計画とその評価

児童発達支援を利用する場合、障害児相談支援事業者による計画作成、定期的なモニタリングなどの手続きが必要です。相談支援事業者と児童発達支援センター等との関係は、現場に混乱をもたらす

ている原因のひとつとなつていました。成人用の手続き（障害者総合支援法）と変わらない説明がなされてきたために、気づきの段階からの支援や母子保健との連携などが視野におかれていなかったからです。ガイドラインでは基本的な仕組みはそのままですが、留意すべきことに多くの字数が割られました。本来あるべき連携には、課題があるといえそうです。

■ガイドラインを生かす道

ガイドラインの後半は事業者の責任と質に関わって展開されています。「別添」の自己評価の基本

は、先行する放課後等デイサービスガイドラインにならったものです。その内容は最低ラインとして守られるべきことですが、チェックだけが先行したり形骸化したりしないか疑問が残りますし、これによって問題のある事業所がなくなる保証はありません。これまで手厚い発達支援の実践を積み重ねてきた児童発達支援センター等には、すでに保護者との信頼関係のもとにきづいてきた基準があり、今回のガイドラインが機械的な押しつけとならないように留意することも必要でしょう。

また児童発達支援の質について

まとめたガイドラインではありますが、その内容を実現するための条件整備や財政保障については、まったくふれていません。サービス担当者会議や自立支援協議会には公費は支出されません。時間をかけて丁寧な相談や直接支援を行う際には、職員の配置やなによりも十分な報酬が必要です。気づきの段階からの支援が重要としながらも、発達支援を利用する段階での利用契約や応益負担の問題点についてはふれられていません。

ガイドラインを第一歩として、地域療育の整備や障害児福祉計画について話し合う場を職場やサークルにつくっていきましょう。

① 児童発達支援は2012年施行の改正児童福祉法において規定された、主として乳幼児期にある障害児にたいする通所形態の支援。もともと障害種別の通園施設や通園事業で行われていた支援を一本化。提供する施設としては、児童福祉施設としての基準に該当する児童発達支援センター（福祉型、医療型）とそれ以外の児童発達支援事業がある。

② ガイドライン案によれば、児童発達支援を実施する施設・事業所は2017年1月現在約4700カ所。なお児童発達支援センター（福祉型）は460カ所余である。

中村尚子（なかむら たかこ）

立正大学社会福祉学部